平成18年1月1日訓第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成16年9月29日及び同月30日に発生した豪雨災害(以下「豪雨災害」という。)による被害を受けた者の生活及び住宅の再建に資するため、経済的理由によって自立して当該再建をすることが困難な者に対し、当該再建に要する経費の一部を支援することについて、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において「大規模半壊」とは、被災者生活再建支援法施行令 (平成10年政令第361号)第2条第3号に規定するものをいう。
- 2 この要綱において「要援護世帯」とは、被災者生活再建支援法施行規則 (平成10年総理府令第68号。以下「施行規則」という。)第6条に掲げ る世帯をいう。

(名称)

第3条 第1条の支援金は、「被災者生活・住宅再建支援金」(以下「支援金という。)と称する。

(支援金の交付の対象)

- 第4条 支援金は、豪雨災害時において本市の区域内に存する世帯のうち、豪 雨災害により住宅が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受け、か つ、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条第1号又は第 2号に規定する要件に該当する世帯の世帯主に対して、次に掲げる経費(以 下「交付対象経費」という。)をその対象として、これを交付するものとす る。
 - (1) 生活の再建に資する経費
 - ア 次に掲げる物品の購入費又は修理費
 - (ア) 施行規則第1条第1項及び別表第2欄に掲げる物品
 - (イ) カーペット、カーテン、ブラインド、ポット、米びつ、湯沸器、冷 凍庫(冷凍ストッカー)、置(掛)時計及び下駄箱
 - イ 豪雨災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療に要する経費
 - ウ 住居の移転に要する経費

- エ 住宅の賃借に係る礼金
- (2) 住宅の再建に資する経費
 - ア 次に掲げる経費
 - (ア) 民間の賃貸住宅の家賃又は仮住まいに要する経費
 - (イ) 住宅の解体及び撤去並びに整地に要する経費
 - (ウ) 住宅の建築、購入又は補修のための借入金等に係る利息
 - (エ) ローンに係る保証料その他住宅の建替え等に要する経費
 - イ その他市長が必要と認める住宅の建築、購入又は補修に要する経費 (支援金の額)
- 第5条 支援金は、別表に掲げる額を限度として、交付対象経費の4分の3に 相当する額を交付するものとする。
- 2 前項の規定により算出された支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

- 第6条 支援金の交付の申請をしようとする者は、支援金交付申請書(第1号 様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) り災証明書
 - (2) 住民票(外国人にあっては、外国人登録原票記載事項証明書)又はこれ に代わる書面
 - (3) 世帯全員の所得証明書
 - (4) 領収書その他交付対象経費の内容、額等を確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(支援金交付申請の期限)

- 第7条 前条の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める日までにしなければならない。
 - (1) 第4条第1号に規定する経費 被災した日から起算して13月を経過する日
 - (2) 第4条第2号ア(ア)に規定する経費 被災した日から起算して25月を 経過する日
 - (3) 第4条第2号ア(イ)から(エ)まで又は同号イに規定する経費 被災した日から起算して37月を経過する日

(支援金の交付の決定)

第8条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等

を審査し適正であると認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をしなければならない。

(決定の通知)

- 第9条 市長は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかに支援金交付決定 通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。 (決定の取消し)
- 第10条 市長は、支援金の交付の対象となる者が次の各号のいずれかに該当 するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 支援金の全部又は一部を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他この要綱の規定に違反し、支援金の交付を受けたとき。 (支援金の返還)
- 第11条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において当該取消し に係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて支援 金返還命令書(第3号様式)により、その返還を命じなければならない。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この訓は、平成18年1月1日から施行する。

世帯区分	世帯人数	被害の程度			
		全壊	大規模半 壊	半壊	床上浸水
世帯全員の収入の 合計が500万円 以下の世帯	複数	1, 00	1, 00	5 0 0	3 0 0
	単身	750	7 5 0	3 7 5	2 2 5
世帯全体の収入の合計が500万円を超え700万円以下であって、被災日において世帯	複数	500	5 0 0	5 0 0	3 0 0
主が45歳以上ではの出帯全員の0万万円円ではの円円を割が700万万、世帯で記えるのでにおいいの円のではおいてではが60歳は世帯ではある世帯で接	単身	3 7 5	3 7 5	3 7 5	2 2 5

注 支援金の交付の対象となる者が、豪雨災害後、県外に移転した場合は、 上記の額の2分の1に相当する額を上限額とする。

(記 号 番 号) 年 月 日

津市被災者生活·住宅再建支援金交付決定通知書

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 回

年 月 日付けで申請のあった支援金については、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

- 1 交 付 番 号 第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 口座振込予定日 年 月 日

(記 号 番 号) 年 月 日

津市被災者生活·住宅再建支援金返還命令書

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 回

年 月 日付けで交付決定した支援金について、下記のとおり 返還を命ずる。

記

1 返 還 額 円

2 交付した金額 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返 還 期 日 年 月 日 限り

5 返 還 理 由